

議案第 68 号

桐生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例案

桐生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 11 月 30 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例

桐生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年桐生市条例  
第18号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項各号列記以外の部分中「100分の67.5」を「100分の70」に改め  
る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 議 案 説 明

議案第 68 号 桐生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に準じ、会計年度任用職員の期末手当の支給月数について、所要の改正を行おうとするものです。